



# 資源物集団回収のご案内

～亀山市資源物集団回収活動報奨金等の交付～

## 資源物の集団回収とは

**目的**…地域住民のリサイクル意識の高揚を図るとともに、資源物の有効活用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的としています。

**資源物**…紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色トレイ、飲料用缶、廃食油（使用済てんぷら油）※1、使用済小型電子機器※2で、資源として再生利用することができるものをいいます。

**集団回収活動**…自治会、老人会、婦人会、子供会、PTA 等の**地域住民で構成する団体**が、**家庭から出された資源物**を、**日時や場所を決めて回収し**、亀山市総合環境センターに搬入するか、リサイクル業者に引き渡す自主的な活動をいいます。

**年間回収量**…集団回収活動を行う期間（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）に回収した資源物の量をいいます。

※1「**廃食油（使用済てんぷら油）**」…バイオディーゼル燃料に精製し、軽油の代わりに使用することができます。現在、市では小学校や保育園等で給食を作った後の廃食油を、再生業者に引き渡し、再資源化しています。

※2「**使用済小型電子機器**」…平成25年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、デジタルカメラやゲーム機等から希少金属を取り出し、再利用することが促進されています。亀山市資源物集団回収活動報奨金制度では、国が指定する「**特定対象品目（ビデオデッキやCDプレーヤ、カーナビ、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など61品目）**」が対象となります。

## 活動の流れ

### 年間の手続き

① 団体で回収日・回収場所・回収品目を決めます。

② **団体登録（市へ申請）**

提出書類：・資源物集団回収活動団体登録申請書（様式第1号）

・団体の構成員の名簿

提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町442番地）

### ③ 市から登録証の交付

内容を審査し、適当と認めた場合、登録証（様式第2号）を交付します。この登録証は再交付いたしませんので、活動中大切に保管してください。

### ④ 活動開始

回収した資源物を亀山市総合環境センターに直接搬入するか、リサイクル業者に引き渡す。

### ⑤ 実績報告（年4回）

提出書類：・資源物回収実績報告書（様式第5号）

- ・亀山市総合環境センターに直接搬入した伝票の控えや  
リサイクル業者に引き渡した伝票の写し

提出先：・亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ

- ・亀山市関支所 地域観光課 地域サービスグループ

### 活動期間に対する実績報告書の提出期間

| 活動期間       | 実績報告提出期間        |
|------------|-----------------|
| 4月から6月まで   | 7月1日から7月10日まで   |
| 7月から9月まで   | 10月1日から10月11日まで |
| 10月から12月まで | 1月4日から1月13日まで   |
| 1月から3月まで   | 4月1日から4月10日まで   |

### その他の手続き

#### ① 登録の更新

次年度も活動を継続しようとする場合は、毎年3月中に更新の届け出をしてください。

提出書類：・資源物集団回収活動団体登録更新届出書（様式第4号）

- ・登録証
- ・団体の構成員の名簿

提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町442番地）

#### ② 登録の変更・廃止

登録した事項に変更があったとき、または登録を廃止しようとするときは、届け出をしてください。

提出書類：資源物集団回収活動団体登録変更（廃止）届出書（様式第3号）

提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町442番地）

※各手続きに必要な書類は、4月1日以降、市ホームページに掲載しますので、ご利用ください。

## 総合環境センターに直接搬入する場合

- ✓ 搬入の際に、計量棟受付に登録証を提示してください。複数の方が登録証を携帯しないと活動に支障をきたす場合は、廃棄物対策グループへご相談ください。ただし最小限にさせていただきますようお願いします。
- ✓ 品目によって報奨金の単価が違いますので、単価別に車を分けて搬入していただくと計量がスムーズです。混載して搬入する場合は、単価ごとに降ろしていただき、単価別に計量をしていただくことになります。
- ✓ 廃食油はペットボトルなどに入れて集めてください。6リットルほど入る容器も用意しますので、必要な団体はお申し出ください。
- ✓ 使用済小型電子機器の特定対象品目は、別紙一覧のとおりです。

## 報奨金と加算金

### 報 奨 金

品目別、また資源物をリサイクル業者に引き渡すか、総合環境センターに直接搬入するかによって報奨金額が異なります。

| 品 目               | リサイクル業者に引渡す場合 | 総合環境センターに直接搬入する場合 |
|-------------------|---------------|-------------------|
| 紙類                | 4 円/kg        | 7 円/kg            |
| 金属類               |               |                   |
| ペットボトル            |               |                   |
| ペットボトルのふた         |               |                   |
| 布類                | 4 円/kg        |                   |
| ビン類               |               |                   |
| 白色トレイ             |               |                   |
| 飲料用缶              | —             | 7 円/kg            |
| 廃食油<br>(使用済てんぷら油) | —             | 20 円/kg           |
| 使用済小型電子機器         | —             | 20 円/kg           |

※飲料用缶、廃食油、使用済小型電子機器は、総合環境センターに直接搬入されたものに限って報奨金の対象となります。

※この表には、センター搬入加算金が含まれています。



## 加算金

報奨金に加え、年間回収量に応じ1年に1回交付します。

|          |                                        |           |
|----------|----------------------------------------|-----------|
| 年間回収量加算金 | 10 t 以上 30 t 未満                        | 10,000 円  |
|          | 30 t 以上 50 t 未満                        | 30,000 円  |
|          | 50 t 以上 100 t 未満                       | 50,000 円  |
|          | 100 t 以上                               | 100,000 円 |
| 前年度対比加算金 | 年間回収量が前年度と比べて5%以上増加した場合<br>=増加量×3 円/kg |           |

### 【前年度対比加算金の計算例】

年間12,000 kg回収した団体が、翌年度13,500 kg回収した場合  
12,000 kgの5%は600 kg  
5%以上増加しているの  
(13,500 - 12,000) kg × 3 円 = 4,500 円の加算

## Q&A

- Q1. 活動するには、どんな手続きがいるの？
- A. 団体の登録手続きをしていただくとともに、いつ、どこで、どのように回収活動を行うかなど、年間計画を提出してください。また、毎年、年度当初に更新の手続きが必要です。
- Q2. これまでも団体登録をし、活動を行ってきたが、あらためて登録手続きがいるの？
- A. 今まで活動していただいている団体も再度登録手続きをお願いします。「団体登録証」もあらためて交付します。
- Q3. 団体登録はいつでもできるの？
- A. 活動期間の区切りは、4月1日から翌年3月31日となりますが、団体登録はいつでもしていただけます。報奨金等の交付は、登録証交付日以降の活動が対象となりますのでご注意ください。
- Q4. 資源物だったら、何でもいいの？
- A. 市内の家庭から出された資源物が対象です。商店や事務所などの事業所から出される資源物は対象外です。(事業所から出されるごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関

する法律(第3条)」や「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第4条)」で、事業者が責任をもって処理することが義務付けられています。)

- Q5. 市総合環境センターに搬入する場合、どのような点に注意したらいいの？
- A. 対象は、団体活動として回収された資源物に限りますので、搬入の際は「団体登録証」を提示してください。団体構成員の個人が個人の資源物をそれぞれ持ち込んだものは対象外です。
- Q6. ごみ収集日に集積所に出された資源物を回収してもいいの？
- A. ごみ収集日に集積所に出された資源物は市が収集しますので、回収しないでください。集団回収活動にあたり、やむを得ず集積所を利用される場合は、市のごみ収集日以外にしてください。また、集積所の横など、紛らわしい場所の利用もトラブルの原因となりますので避けてください。
- Q7. 廃食油（使用済てんぷら油）や使用済小型電子機器は集団回収でしか出せないの？
- A. ごみ収集が容易でない資源物であるため、まずは集団回収での回収から始めさせていただきます。回収状況を見て、市の施設を利用した拠点回収等の検討を進めていきます。

亀山市生活文化部

環境課 廃棄物対策グループ

(〒519-0137 亀山市布気町 442 番地

亀山市総合環境センター内)

TEL82-8081 fax82-4435

e-mail [haikibutu@city.kameyama.mie.jp](mailto:haikibutu@city.kameyama.mie.jp)

2014.9